

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第121号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項から第21項までを1項ずつ繰り上げる。

第3条第1項第2号カ中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同号ク中「昭和29年厚生省社会局長通知」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年厚生省社会局長通知」という。）」に改め、同項第7号ア中「又は」を「若しくは」に改め、「配偶者」の次に「又は当該サービスの利用の申請における障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同号ウ中「障害者」の次に「又は当該サービスの利用の申請における障害児」を加え、同号エからカまでの規定中「又は」を「若しくは」に改め、「属する者」の次に「又は当該サービスの利用の申請における障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を加え、同条第7項第1号中「外国人生活保護関係事務」を「昭和29年厚生省社会局長通知に基づき生活保護法の規定を準用して生活に困窮する外国人に対して実施する保護の措置に関する事務（以下「外国人生活保護関係事務」という。）」に改め、同条第9項第6号、第10項第6号、第11項第6号、第12項第6号、第13項第6号、第14項第6号、第15項第6号、第16項第6号及び第17項第6号を削り、同条第21項に次の1号を加える。

(4) 児童福祉法施行規則第7条の9第3項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等、小児慢性特定疾病児童の保護者（児童福祉法第19条の3第7項の医療費支給認定保護者である場合に限る。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る次に掲げる情報

ア 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

イ 住民票に記載された住民票関係情報

第3条第26項第1号オ中「中国残留邦人等支援給付実施情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同条第38項第4号イ、第5号イ及び第6号イ中「中国残留邦人等支援給付関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同条第60項第13号エ中「中国残留邦人等支給給付実施関係情報」を「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」に改め、同条第65項中第9号を第12号とし、第8号の次に次の3号を加える。

(9) 子ども・子育て支援法第30条の15第1項の乳児等支援給付認定に関する事務

(10) 子ども・子育て支援法第30条の17第1項の乳児等支援給付認定の変更に関する

る事務

(11) 子ども・子育て支援法第30条の18第1項の乳児等支援給付認定の取消しに関する事務

第3条第67項第2号カ及び第71項第2号カを削り、同条第72項に次の1号を加える。

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第13条第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る指定難病の患者、その保護者（当該保護者が支給認定を受けている場合に限る。）又は支給認定基準世帯員に係る次に掲げる情報

ア 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

イ 住民票に記載された住民票関係情報

第3条に次の1項を加える。

74 条例別表第2の78の項に規定する規則で定める事務は、母子保健法の産後ケア事業における利用者負担額の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

(2) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(3) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

(4) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(5) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

別表第1号中「若しくは」を「、」に改め、「施設等利用給付認定子ども」という。）の次に「若しくは同法第30条の15第2項に規定する乳児等支援給付認定に係る支給対象小学校就学前子ども（以下この表において「乳児等支援給付認定子ども」という。）」を加え、同表第2号から第13号までの規定中「若しくは」を「、」に改め、「施設等利用給付認定子ども」の次に「若しくは乳児等支援給付認定子ども」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項第7号の改正規定及び同条第65項中第9号を第12号とし、第8号の次に3号を加える改正規定並びに別表の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。